

答申第 2 8 2 号

平成 17 年 10 月 20 日

神奈川県知事 松 沢 成 文 殿

神奈川県情報公開審査会
会 長 堀 部 政 男

行政文書公開請求拒否処分に関する不服申立てについて（答申）

平成 17 年 6 月 22 日付けで諮問された事業所建築確認変更申請書等一部非公開の件（諮問第 345 号）について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

特定の建築物に係る計画変更確認申請書に添付された設計図書等のうち、実施機関が非公開とした部分は、公開すべきである。

2 不服申立人の主張要旨

(1) 不服申立ての趣旨

不服申立ての趣旨は、特定の建築物（以下「本件建築物」という。）に係る計画変更確認申請書（以下「本件申請書」という。）に添付された設計図書等（以下「本件設計図書等」という。）について、神奈川県知事が、平成17年6月9日付けで一部非公開とした処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める、というものである。

(2) 不服申立ての理由

不服申立人の主張を総合すると、次のとおりである。

ア 本件申請書は、本件建築物を当初の建築確認申請書に記載された構造と異なる構造で建て始めた後に、土木事務所の依頼を受けて提出されたものである。

本件設計図書等は、本件建築物の現状に合わせる形で図面を変更しただけで、本件建築物は当初から同一のものである。

本件建築物の設計者（以下「本件設計者」という。）は本件建築物の建築主（以下「本件建築主」という。）となっているが、本件建築主が設計できるはずがなく、本件設計図書等を見ただけでは本件建築主が作成したかどうか断言できないはずである。

このような違法な建築確認にもかかわらず、本件設計図書等が本件設計者である本件建築主の権利利益を害するとして非公開となるのであれば、公益に反したことや法令に反したことが隠されてしまうことになり、神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）は無用の長物である。このような場合には、たとえ非公開情報があったとしても、公益を優先して公開すべきである。

イ 本件建築物は、一般民家等ではなく、建物全体に客が自由に出入りできるような業種の店舗である。また、本件建築物に関するホームページ

には、店舗内の写真が掲載されている。したがって、本件設計図書等を公開しても、本件建築主にとって不利益はない。

ウ 情報公開審査会は、現地を調べる権限があるのだから、調査した上で判断すべきである。

違法な建築確認について行政としての制裁的措置を求めているのであり、もし情報公開審査会での判断になじまないのであれば、どうすべきかを教示すべきである。

情報公開審査会の審議は、不服申立人には傍聴させるべきであるし、審議の進捗状況等も説明すべきである。

文献を調べて結論を出すような問題ではないのだから、結論を早く出してほしい。

3 実施機関（土木事務所）の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、次のとおりである。

（1）本件設計図書等について

本件設計図書等は、建築主事が建築基準法第6条の規定に基づき確認処分を行った、本件建築物に係る計画変更確認申請書に添付された設計図書等である。

本件設計図書等のうち、次の情報は、条例第5条第2号に該当するため非公開とした。

ア 本件設計者の印影（以下「本件印影」という。）

イ 平面図及び凡例（以下「本件平面図等」という。）

（2）条例第5条第2号該当性について

ア 本件印影は、偽造され悪用されるおそれがあることから、条例第5条第2号に該当する。

イ 本件平面図等について

（ア）本件平面図等は、本件建築主自らが作成した図書であり、本件設計者である本件建築主は人格上及び財産上の権利を有する。

東京高裁平成元年（行コ）第69号事件の平成3年5月31日判決の考え方からも、本件平面図等は著作物であり、著作権法（以下「法」とい

う。)第18条の公表権を有すると認識している。

そして、本件平面図等は、本件建築主が建築確認を求めて建築主事に対して提出した書類であり、本件設計者である本件建築主が県に提供したのではないので、法第18条第3項は適用されず、公開することにより、本件設計者である本件建築主の公表権を侵害することになる。

(イ)また、本件建築主が店舗である本件建築物を経営する上で有している独自の営業ノウハウを基に設計が行われたと考えられることから、公開することにより本件建築主の競争上の地位を害するおそれがある。

(ウ)以上のことから、本件平面図等を公開することにより、本件建築主に明らかに不利益を与えると認められるので、条例第5条第2号に該当する。また、同号ただし書には該当しない。

4 審査会の判断理由

(1) 審査会における審査方法

当審査会は、本諮問案件を審査するに当たり、神奈川県情報公開審査会審議要領第8条の規定に基づき委員を指名し、指名委員は不服申立人から口頭により意見を聴取した。また、実施機関からは口頭による説明にかえて補足資料が提出された。これらも踏まえて次のとおり判断する。

(2) 条例第5条第2号該当性について

ア 条例第5条第2号本文は、「法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」は非公開とすることができると規定している。

イ 本件印影について

(ア)当審査会が確認したところ、本件設計図書等のうち、案内図、配置図及び平面図に本件設計者である本件建築主の印が氏名とともに押印されていることが認められる。

したがって、本件印影は、事業を営む個人の事業に関する情報である

と認められる。

- (イ) 実施機関は、印影は偽造され悪用されるおそれがあることから、条例第5条第2号に該当すると説明している。

しかしながら、印影の公開と印章偽造等の犯罪行為との関連は直接的なものではなく、また、本件設計者である本件建築主の氏名は、すでに公開されている。

したがって、本件印影を公開することにより、本件設計者である本件建築主の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められないので、条例第5条第2号本文に該当しないと判断する。

ウ 本件平面図等について

- (ア) 実施機関は、本件設計者である本件建築主は本件平面図等について人格上及び財産上の権利を有し、また、本件平面図等は本件建築主が建築確認を求めて建築主事に対して提出した書類であり、本件設計者である本件建築主が県に提供したものではないので、法第18条第3項は適用されず、公開することにより、本件設計者である本件建築主の公表権を侵害することになると説明している。

しかし、本件平面図等は、本件建築主が建築主事に提出している書類ではあるが、本件建築主は本件設計者である。このような場合は、本件平面図等は、本件設計者が実施機関に提供したと解することが妥当と判断する。そして、本件設計者である本件建築主から別段の意思表示がなされた事実も認められないことから、法第18条第3項第3号の規定により、本件設計者は条例の規定に基づき公開することについて同意したものとみなすことができると判断する。

したがって、本件平面図等を公開することにより、本件設計者である本件建築主の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

- (イ) 実施機関は、本件平面図等は本件建築主が本件建築物を経営する上で有している独自の営業ノウハウを基に設計が行われたと考えられることから、公開することにより本件建築主の競争上の地位を害するおそれがあると説明している。

しかし、本件建築主が有している独自の営業ノウハウを基に本件平面図等が設計されたものであると判断できる具体的な説明が実施機関においてなされておらず、当審査会においても、そのような判断には至らないことから、本件平面図等は本件建築主が営む業種の店舗に関する一般的な図面であると評価するほかはない。

そして、本件建築物のような店舗であれば、ほとんどの場所に客が自由に出入りできると考えられ、また、本件建築主は本件建築物内の様子を本件建築物に関するホームページに掲載していることが認められる。

したがって、本件平面図等を公開することにより、本件建築主の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

(ウ) 以上のことから、本件平面図等は、条例第5条第2号本文に該当しないと判断する。

(3) その他

当審査会は、行政文書公開請求に対する決定の当否について実施機関から意見を求められたものであり、前記2(2)ウの不服申立人の主張については、意見を述べる立場にない。

5 付言

実施機関は、本件処分に係る行政文書一部公開決定通知書の「公開することができない部分及び理由」欄に記載のない部分をも非公開としているが、実施機関においては、今後、このようなことがないよう、適切な公開に努める必要がある。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成 17 年 6 月 22 日	諮問
6 月 27 日	実施機関に非公開等理由説明書の提出を要求
7 月 15 日	実施機関から非公開等理由説明書を受理
7 月 20 日	不服申立人に非公開等理由説明書を送付
7 月 22 日 (第 48 回部会)	審議
9 月 1 日	指名委員により不服申立人から意見を聴取
9 月 8 日	実施機関から補足資料を受理
10 月 11 日 (第 49 回部会)	審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
金子 正史	同志社大学教授	会長職務代理者
沢藤 達夫	弁護士（横浜弁護士会）	
鈴木 敏子	横浜国立大学教授	部 会 員
竹森 裕子	弁護士（横浜弁護士会）	
玉巻 弘光	東海大学教授	部 会 員
千葉 準一	首都大学東京教授	
堀部 政男	中央大学教授	会 長 （部会長を兼ねる）

（平成17年10月20日現在）（五十音順）